

第4章 緑の配置方針

4 - 1 機能に基づく緑地の配置方針

都市の緑には、人と自然が調和した快適な都市環境をつくる「環境保全機能」や、休養・散策・スポーツなどの多様なレクリエーションの場としての「レクリエーション機能」や、風水害、火災延焼などの災害を軽減し、緊急時には、避難場所や避難路となる「防災機能」、都市の個性を彩る景観や美しいまちなみを演出する「景観形成機能」があります。緑の将来都市デザインで描いた緑のまちを目指すために、それぞれの機能が調和するように緑のまちづくりを進めていくことが重要です。

環境保全機能

緑の環境保全機能とは	地球環境問題への関心の高まりの中で、ビオトープ（生物生息空間）の保全・整備や創出、快適でうるおいのある都市環境の創造、都市気象の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような機能
------------	--

デザイン（配置）のテーマ	暮らしと調和した環境にやさしい緑のあるまち
--------------	-----------------------

機能	対象と基本方針	対象となる大切な緑	
環境保全機能	骨格となる大きな緑 →緑を守り伝えていきます。	山地	御堂山～五井山～遠望峰山～三ヶ根山
		丘陵地	果樹園（ミカン）
		里山	市街地やその周辺に島状に分布する里山
		海辺	三河湾
		河川	西田川、落合川、拾石川
	自然環境に恵まれた緑 →緑を守り伝えていきます。	自然公園	三河湾国定公園
		国定公園園地	あじさい園地、西浦園地、塩柄園地、三谷温泉園地、竹島園地
		指定天然記念物	清田の大クス、八百富神社社叢、三河大島ナメクジウオの生息地、ヒメハルゼミの生息地、ナギの大木、無量寺の大クス、御堂山のボダイジュ、三河地震による地割れ
		社寺境内地	社寺境内地の樹林
		自然海岸	松島遊歩道・橋田鼻遊歩道一帯

機能	対象と基本方針	対象となる大切な緑	
環境保全機能	歴史的風土に恵まれた緑 →緑を守り伝えていきます。	指定史跡	いほがみ 医王神古墳、権現山古墳、上ノ郷城跡、竹ノ谷城跡、形原城跡、丹野城跡、全福寺跡、門前遺跡隅円方形周溝墓、勝善寺参道石段
		指定文化財のある社寺境内地	安楽寺山門、無量寺の大クス
	快適な暮らしをサポートする緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑を増やしていきます。	公園・緑地	公園、公共施設緑地
		社寺境内地	社寺境内地の樹林
		里山	市街地やその周辺に島状に分布する里山
		河川	西田川、落合川、拾石川
		緑豊かな道路	街路樹や通りに植栽のある道路
	農林業の土台となる緑 →緑を守り伝えていきます。	山地	御堂山～五井山～遠望峰山～三ヶ根山
		丘陵地	果樹園（ミカン）
	多様な生物が生息する市街地の緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	社寺境内地	社寺境内地の樹林
		里山	市街地やその周辺に島状に分布する里山
		海辺	三河湾
		河川	西田川、落合川、拾石川
		水路・ため池	水路・ため池
		緑豊かな道路	街路樹や通りに植栽のある道路
	都市の環境を守る緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	農地	市街地周辺の農地
		里山	市街地やその周辺に島状に分布する里山
		農地	市街地周辺の農地
		海辺	三河湾
		河川	西田川、落合川、拾石川
		緑豊かな道路	街路樹や通りに植栽のある道路
		公園・緑地	市街地内の公園、公共施設緑地
	きれいな水をつくる緑 →緑を守り伝えていきます。	社寺境内地	社寺境内地の樹林
		緩衝緑地	公害防止などのために工業地と居住地をわける緑地
きれいな水をつくる緑 →緑を守り伝えていきます。	山地	御堂山～五井山～遠望峰山～三ヶ根山	
	河川	西田川、落合川、拾石川	

レクリエーション機能

緑のレクリエーション機能とは	多様化するレクリエーション需要に応え、広域的あるいは日常的なレクリエーション活動に対処しうるような機能
----------------	---

デザイン（配置）のテーマ	みんなが集い、元気が出る緑のあるまち
--------------	--------------------

機能	対象と基本方針	対象となる大切な緑	
レクリエーション機能	自然とふれあえる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	国定公園園地	あじさい園地、西浦園地、塩柄園地、三谷温泉園地、竹島園地
		海辺の公園・緑地	海陽ヨットハーバー、竹島埠頭緑地、大塚海浜緑地、北浜公園、春日浦公園
		里山の公園・緑地	さがらの森、とよおか湖公園、中央公園、橘丘里山緑地
		市民農園	角田、名取、月田市民農園
	広域的なレクリエーションの場となる大きな緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	大規模公園・緑地	中央公園、蒲郡緑地、大塚海浜緑地
		大規模運動広場・グラウンド	海陽多目的広場、公園グラウンド、全天候ゲートボール場、浜町仮設ソフトボール場
		隣接市町の広域公園	東三河ふるさと公園、愛知こどもの国
		国定公園園地	あじさい園地、西浦園地、塩柄園地、三谷温泉園地、竹島園地
	身近なレクリエーションの場となる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	海辺	三河湾
		公園	都市公園、その他の公園
		公共施設緑地	児童遊園、グラウンド、学校校庭
	ネットワークをつくる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	民間施設緑地	社寺境内地
		河川	西田川、落合川、拾石川
		緑豊かな道路	街路樹や通りに植栽のある道路
		海辺	三河湾

防災機能

緑の防災機能とは	災害の防止、あるいは災害時における避難場所、避難路としての機能
----------	---------------------------------

デザイン（配置）のテーマ	災害に強く安心して暮らせる緑のあるまち
--------------	---------------------

機能	対象と基本方針	対象となる大切な緑	
防災機能	自然災害に備える緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	河川	西田川、落合川、拾石川
		山地	御堂山～五井山～遠望峰山～三ヶ根山
		公園・緑地	市街地内の公園、公共施設緑地
	火災に備える緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	河川	西田川、落合川、拾石川
		公園・緑地	市街地内の公園、公共施設緑地
		緑豊かな通り	街路樹や通りに植栽のある幹線道路
		緩衝緑地	災害防止などのために工業地と居住地をわける緑地
	避難場所・避難路となる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	避難場所	公園、学校校庭
		河川	西田川、落合川、拾石川
		緑豊かな幹線道路	街路樹や通りに植栽のある幹線道路



景観形成機能

緑の景観形成機能とは	市街地を取り囲みその背景となる緑、社寺境内地の樹林などの郷土景観を形成する緑、ランドマーク、シンボルとなる緑など、特色ある都市景観を形成する機能
------------	--

デザイン（配置）のテーマ	持ち味を出しみんなを惹きつける緑のあるまち
--------------	-----------------------

機能	対象と基本方針	対象となる大切な緑	
景観形成機能	郷土の景観をつくる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	山地	御堂山～五井山～遠望峰山～三ヶ根山
		海辺	三河湾
		島しょ	竹島、三河大島
		丘陵地	果樹園（ミカン）
		国定公園園地	あじさい園地、西浦園地、塩柄園地、三谷温泉園地、竹島園地
		大規模レジャー施設	ラグーナ蒲郡
		幹線道路	オレンジロード、都市計画道路竹谷柏原線
		公共交通拠点	蒲郡駅周辺（都市計画道路蒲郡港線を含む）
	地域の景観をつくる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	河川	西田川、落合川、拾石川
		指定文化財のある社寺境内地	安楽寺山門、無量寺の大クス
		民間施設緑地	社寺境内地
		公園・緑地	公園、公共施設緑地
		国定公園園地	あじさい園地、西浦園地、塩柄園地、三谷温泉園地、竹島園地
	眺望点となる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	緑豊かな道路	街路樹や通りに植栽のある道路
		眺望点	五井山山頂、弘法山、とよおか湖公園、中央公園、双太山公園、一般県道蒲郡環状線（旧三河湾スカイライン）、三ヶ根山スカイライン、上ノ郷城跡

機能	対象と基本方針	対象となる大切な緑	
景観形成機能	ランドマークとなる緑 →緑を守り伝えていきます。	丘陵地	果樹園（ミカン）
		島しょ	竹島、三河大島
		自然海岸	松島遊歩道・橋田鼻遊歩道一帯
	都市の景観をつくる緑 →緑を守り伝えていきます。 →緑の力を引き出していきます。 →緑を増やしていきます。	公園・緑地	公園、公共施設緑地
		緑豊かな道路	街路樹や通りに植栽のある道路
		河川	西田川、落合川、拾石川
		緩衝緑地	工業地と居住地をわける緑地
		施設周りの植栽	公共施設、大規模民間施設

4 - 2 公園・緑地の配置方針

(1) 公園・緑地の配置方針

公園には、身近に親しめる公園から、大規模な公園や動植物公園、歴史公園等の特色ある公園、商業地などでの休息の場や景観づくりとしてのポケットパークまで様々な規模で、様々な種類のものがあります。

また、山間部や里山の樹林は、保安林や地域森林計画対象民有林、三河湾国定公園、農地は農業振興地域農用地区域のエリアとなっており、かけがえのない緑が守られています。

緑の将来都市デザインで描いた緑のまちを目指すには、環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能が調和するように公園・緑地をデザイン（配置）すること、また、市民のウォーキングや生物の移動などに役立つように、公園や緑地を水と緑のネットワークでつないでいくことが大切です。

緑の将来都市デザインの公園整備重点エリアや歴史風土活用エリアなどでは、新たな公園の整備を検討します。また、今ある公園では、市民・事業者・行政が協働して、親しみのある公園づくりを進めます。



(2) 都市公園の配置方針

都市公園とは、市民の休養や運動などの福祉のためにつくられる公園で、その大きさや目的により、様々な種類に分類されます。

緑の将来都市デザインで描いた緑のまちを目指すためには、都市公園の持つ環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能が調和するようにデザイン（配置）することが大切です。

種別	基本方針	現況	目標 (平成 36 年)
【街区公園】 地域のニーズに合わせて、子どもから大人までが運動や憩いの場などとして利用することを目的とした最も身近な公園です。 <u>標準的な面積 : 0.25ha</u> <u>標準的な誘致距離() : 250m</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲郡蒲南土地区画整理事業区域内に、本町公園と五反田公園の整備を推進します。 ・蒲郡中部土地区画整理事業区域内に、街区公園4箇所の整備を推進します。 ・蒲郡駅南土地区画整理事業区域内に、街区公園2箇所の整備を推進します。 ・蒲郡羽栗池東土地区画整理事業区域内に、街区公園1箇所の整備を推進します。 ・今ある公園では、市民と事業者、行政が協働し、みんなに親しまれる公園づくりを図ります。 	23 箇所 7.05ha	32 箇所 8.69ha
【近隣公園】 日常的な屋外レクリエーションの場などとして利用することを目的とした公園です。 <u>標準的な面積 : 2 ha</u> <u>標準的な誘致距離 : 500m</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・星越公園の未開設部分では、レクリエーション機能や防災機能を備えた近隣公園づくりを目指します。 ・大塚地区と西浦地区の公園整備重点エリアでは、レクリエーション機能や防災機能を備えた近隣公園づくりを検討します。 ・蒲郡中部土地区画整理事業区域内に、近隣公園1箇所の整備を推進します。 ・今ある公園では、市民と事業者、行政が協働し、みんなに親しまれる公園づくりを図ります。 	5箇所 7.03ha	8箇所 12.90ha
【地区公園】 主に身近なスポーツの場などとして利用することを目的とした公園です。 <u>標準的な面積 : 4 ha</u> <u>標準的な誘致距離 : 1 km</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なスポーツの場となる、地区公園の整備について検討します。 	—	—

誘致距離は、公園からの半径の距離を表しています。

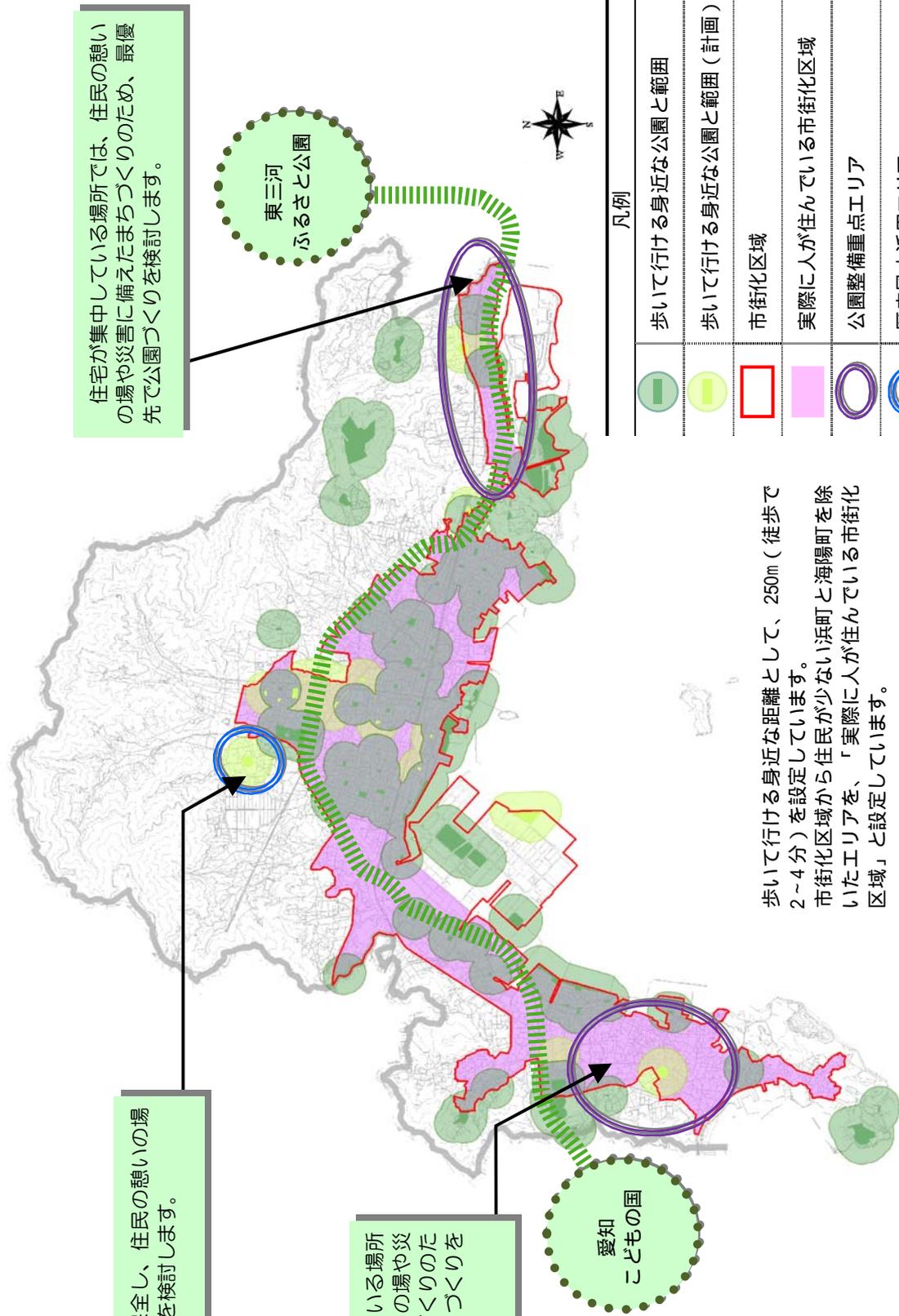
種別	基本方針	現況	目標 (平成36年)
【総合公園】 市民全体の休息や緑の観賞、散策、遊び、運動の場などとして、総合的な利用を目的とする公園で、都市のシンボルにもなる公園です。 <u>標準的な面積 : 10~50ha</u> <u>標準的な誘致距離 : 全市</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中央公園では、未開設部分の公園づくりや区域の見直しを検討します。 	1箇所 5.90ha	1箇所 5.90ha
【運動公園】 市民全体のニーズに合わせて、主に陸上競技場やサッカー場などの運動の場として利用することを目的とした公園です。 <u>標準的な面積 : 15~75ha</u> <u>標準的な誘致距離 : 全市</u>	<ul style="list-style-type: none"> 市民全体のスポーツの場として運動公園の整備を検討します。 	—	—
【歴史公園】 動物園や墓園など特殊な利用を目的とする公園の1つで、文化財を守り伝えることを主な目的とした公園です。 <u>標準的な面積 : なし</u> <u>標準的な誘致距離 : なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> 上ノ郷城跡では、文化財を守り伝えるため、歴史公園づくりを検討します。 	—	1箇所 2.00ha
【広域公園】 市町村の区域を超える広域の住民ニーズに合わせて、屋外レクリエーションの場として利用することを目的とした公園です。 <u>標準的な面積 : 50ha以上</u> <u>標準的な誘致距離 : 広域</u>	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町に東三河ふるさと公園(124ha)と愛知こどもの国(100ha)があります。 隣接市町と連携して、みんなに親しまれる公園づくりを検討します。 	2箇所 224ha	2箇所 275ha
【広場公園】 主としてまちなかで、都市の景観づくりや休息の場として利用することを目的とした公園です。 <u>標準的な面積 : なし</u> <u>標準的な誘致距離 : なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> 今ある児童遊園では、市民と事業者、行政が協働し、大人から子供まで、みんなに親しまれるユニバーサルデザインの公園づくりを目指します。 	—	15箇所 1.86ha
【都市緑地】 主として都市の自然環境を守るためや、景観づくりのために設けられる緑地です。 <u>標準的な面積 : 0.1ha以上</u> <u>標準的な誘致距離 : なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> とよおか湖公園では、自然環境を守るため、緑づくりを目指します。 土地区画整理事業区域内に、自然環境を守るためや景観づくりのために都市緑地6箇所の整備を推進します。 	1箇所 1.90ha	7箇所 2.89ha

都市公園デザイン（配置）図

上ノ郷城跡を保全し、住民の憩いの場となる公園づくりを検討します。

住宅が集中している場所では、住民の憩いの場や災害に備えたまちづくりのため、最優先で公園づくりを検討します。

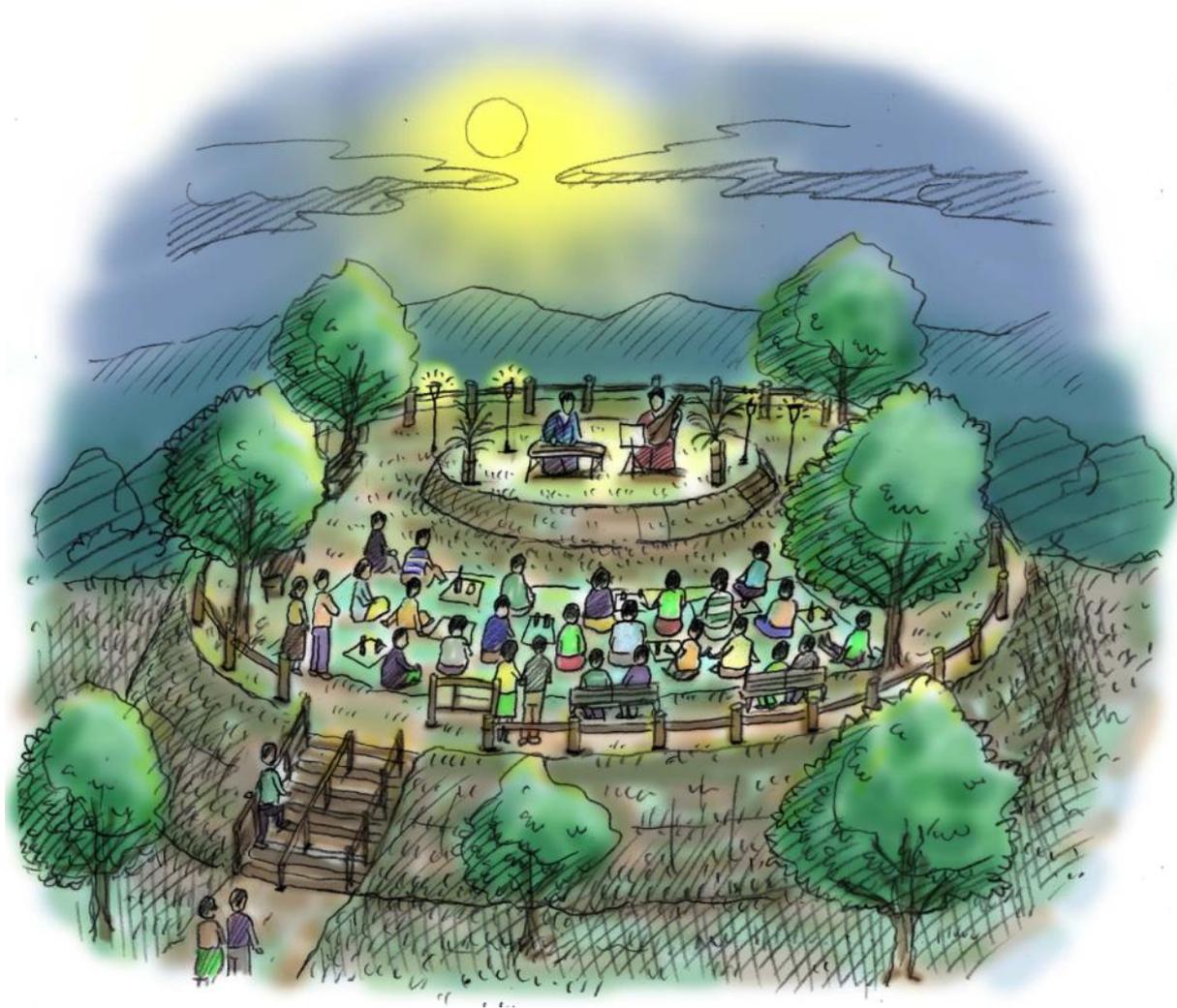
住宅が集中している場所では、住民の憩いの場や災害に備えたまちづくりのため、最優先で公園づくりを検討します。



歩いて行ける身近な距離として、250m（徒歩で2～4分）を設定しています。
市街化区域から住民が少ない浜町と海陽町を除いたエリアを、「実際に人が住んでいる市街化区域」と設定しています。

凡例	
	歩いて行ける身近な公園と範囲
	歩いて行ける身近な公園と範囲（計画）
	市街化区域
	実際に人が住んでいる市街化区域
	公園整備重点エリア
	歴史風土活用エリア
	緑の東西連携軸

上ノ郷城跡歴史公園 観月会イメージ



(3) 都市公園以外の公園・緑地の配置方針

本市には、都市公園以外にも、あじさい園地などの園地（自然公園法）や相楽^{さがら}児童園地などの児童遊園（児童福祉法）、三谷グランドなどの野外運動施設（地方自治法）、角田市民農園などの市民農園（農地法）、蒲郡緑地などの港湾緑地（港湾法）といった公園・緑地があります。緑の将来都市デザインで描いた緑のまちを目指すためには、都市公園以外の公園・緑地でも環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能が調和するようにデザイン（配置）することが大切です。

種類	基本方針	現況	目標 (平成36年)
【準都市公園】 目的や法律体系の違いで制度上の都市公園ではない公園・緑地のうち、都市公園のように利用されている港湾緑地や国定公園園地などを準都市公園として位置づけます。 <u>標準的な面積：0.1ha以上</u> <u>標準的な誘致距離：なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・浜町埋立区域内に、緑地1箇所の整備を促進します。 ・準都市公園での緑づくりに努めます。 	47箇所 80.11ha	32箇所 82.25ha
【その他の公共施設緑地】 準都市公園以外の公共施設緑地をその他の公共施設緑地として位置づけます。運動場や学校校庭、市民農園など利用が制限されているものや、面積の小さな都市公園以外の公園などが含まれます。 <u>標準的な面積：なし</u> <u>標準的な誘致距離：なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊び場などでは、市民・事業者・行政の話し合いによって、住民が身近に親しめる公園づくりを目指します。 ・市街地内の遊休農地や空地では、市街地の緑を増やすため、市民農園やポケットパークとしての活用を検討します。 ・市民と事業者、行政の協働により、みんなに親しまれる公共施設緑地づくりを検討します。 	117箇所 42.37ha	117箇所 42.37ha
【民間施設緑地】 民有地で、市民の利用が自由な社寺境内地などの緑地をいいます。 <u>標準的な面積：なし</u> <u>標準的な誘致距離：なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に広がる社寺境内地の緑は、都市の自然環境を守るためや景観づくりのために、保全を図ります。 ・保全にあたっては、市民緑地制度などの活用を検討します。 	151箇所 39.50ha	151箇所 39.50ha

(4) 地域制緑地の配置方針

地域制緑地とは、法律や条例で区域を決め、区域内の土地利用を制限するものです。地域制緑地では、緑の将来都市デザインで描いた緑のまちを目指すために、環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能が調和するようにデザイン（配置）することが大切です。

種類	基本方針	現況	目標 (平成36年)
【自然公園】 自然を守りいかし、国民の健康づくりに利用する目的で、自然公園法により指定される区域です。	<ul style="list-style-type: none"> 三河湾国定公園では、隣接市町と連携し、自然環境を保全しながら、市民の健康づくりの場として活用を図ります。 	1,737ha	1,737ha
【農業振興地域農用地区域】 将来にわたって農業に利用する農地について、農業振興地域の整備に関する法律により指定される区域です。	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域農用地区域では、農業振興地域整備計画*に基づき、農地の保全を図ります。 	731ha	731ha
【保安林区域】 森林の持つ様々な機能を守る目的で森林法により指定される区域です。	<ul style="list-style-type: none"> 保安林については、自然災害の防止や水源かん養に貢献する樹林として保全を図ります。 	72ha	72ha
【地域森林計画対象民有林】 林業の土台である森林についてその機能を守りいかす目的で、地域森林計画により指定される民有林です。	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林については、自然災害の防止や水源かん養機能を持つ樹林として、また林業の土台となる樹林として保全を図ります。 	1,720ha	1,720ha
【河川区域】 河川の持つ様々な機能を守る目的で、河川法の規則にあてはめられた区域です。	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域については、生物生息の場や都市にうるおいを与える水辺環境として保全を図ります。 	18ha	18ha
【文化財】 歴史や学術的価値があり、かけがえのない財産について、国や県、市によって指定されたものです。	<ul style="list-style-type: none"> かけがえのない文化財は、将来に守り伝えられるように保全を図ります。 	11箇所 5.41ha	11箇所 5.41ha
【その他】 上記以外の法や条例により守られているものを指します。都市緑地法では、緑を守り育てるために、様々な制度があります。	<ul style="list-style-type: none"> 市街地やその周辺部では、都市緑地法などに基づく緑を守り育てる制度の活用を検討します。 	—	—

4 - 3 総合的な公園・緑地の配置方針

1つ1つの公園や緑地にも環境保全機能・レクリエーション機能・防災機能・景観形成機能の4つの機能がありますが、公園や緑地をつなぐことにより、市民が公園や緑地を巡り歩くなど健康づくりに役立ったり、ヒートアイランド現象の緩和につながる風の道となったり、多様な生物の生息・生育、移動の場となったりするなど、1つ1つであるときよりもはるかに大きな働きをします。

緑の将来都市デザインで描いた緑のまちを目指すために、東三河ふるさと公園、さがらの森、大塚海浜緑地、中央公園、蒲郡緑地、公園グランド、愛知こどもの国の「公園大拠点」、「広域公園大拠点」を東西でつなぐ「緑の東西連携軸」や、山と三河湾をつなぐ「海と緑をつなぐ環境軸」、海辺をつなぐ「海の環境軸」などの水と緑のネットワークづくりが大切です。



総合的な公園緑地デザイン（配置）図

